

トライアングルプロジェクト

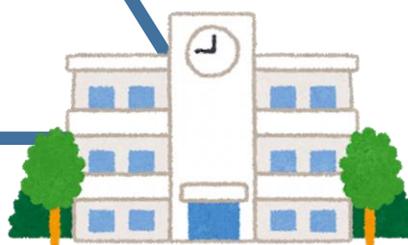
家庭と教育と福祉の連携について

～個別の支援が必要な子どもにかかわる関係機関の連携強化に向けて～

家 庭



放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障がい児相談支援



学 校

令和3年 11 月

新潟市障がい者地域自立支援協議会

1. トライアングルプロジェクトとは

福祉分野においては、平成 24 年の児童福祉法改正により障がい児通所支援が体系化され、その一つとして放課後等デイサービス事業が創設されました。この事業は、障がいのある子どもの発達に応じて必要となる日常生活動作等の訓練、創作活動、地域との交流、余暇の提供等を目的としており、学校との連携・協働による支援の実施が求められています。

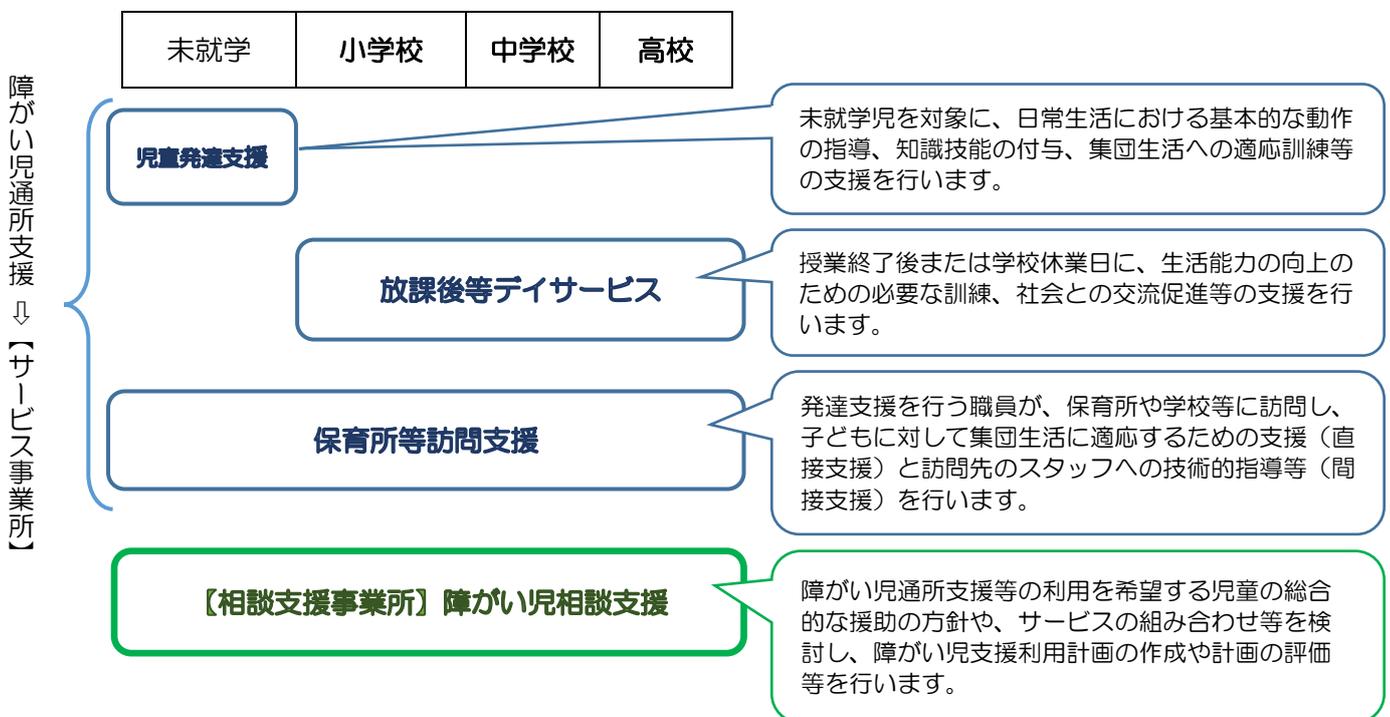
発達障がいをはじめ、障がいや生活のしづらさを抱える子どもたちへの支援にあたっては、行政分野を超えた垣根のない連携が不可欠です。特に、教育と福祉の連携においては、支援を必要とする子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられることが必要であり、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省により編成された「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム」の報告の趣旨を踏まえて、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成 30 年 5 月 24 日「30 文科初第 357 号」「障発 0524 第 2 号」通知）が示されました。

平成 30 年 8 月には学校教育法施行規則の一部改正がされ、学校が作成する個別の教育支援計画の活用推進に向けて、「個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。」と示されました。

本市においても教育と福祉の相互理解を推進することにより、障がいのある子どもの安心・安全と一貫した支援の実施のために、家庭と教育と福祉の一層の連携推進を期待します。

2. 福祉における障がい児の主な支援

① 児童福祉法に基づく障がい児通所支援と障がい児相談支援



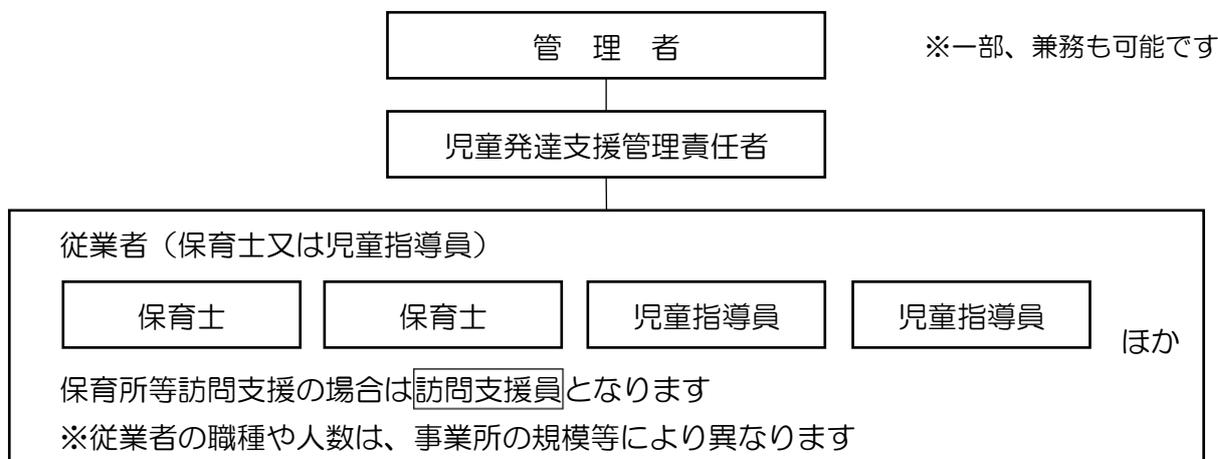
※児童福祉法における児童とは、18 歳未満の者をいいます。

※この他、障がい者総合支援法に基づくサービスとして、「短期入所」（宿泊を伴う一時預かり）や「日中一時支援」（日帰りの一時預かり）、「移動支援」（余暇活動等のための外出支援）等があります。この資料ではこれらのサービスを実施する事業所を総称して「福祉事業所」と表記します。

② 就学期の各サービスに求められる主な役割

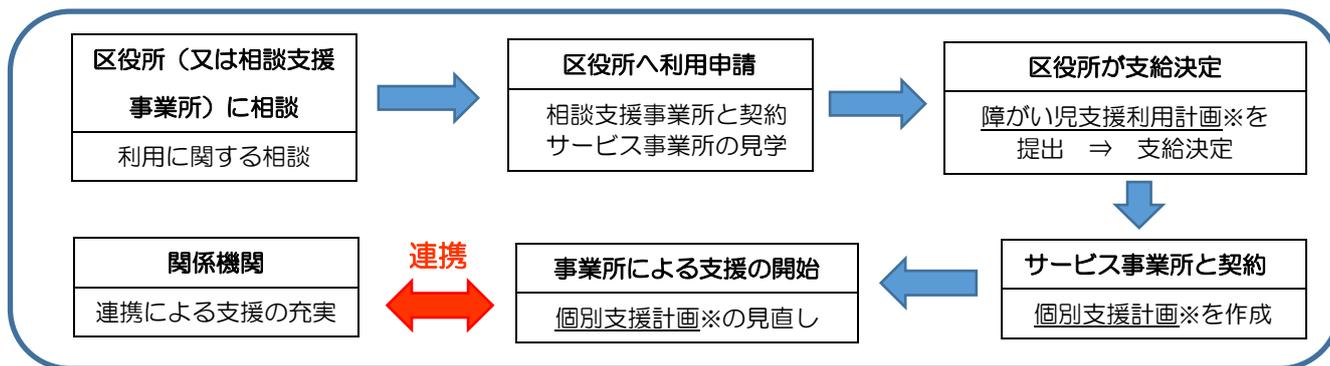
サービス	主な役割
放課後等 デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする障がいのある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。 ・放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て施策を専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけを踏まえ、必要に応じて連携を図りながら、地域の障がい児支援の専門機関としての事業展開が求められる。 ・保護者の相談や家庭内での養育に関する支援、ケアの一時的な代行による支援等によって、保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することで、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすことが期待される。
保育所等訪問支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもも住み慣れた地域で障がいのない子どもと共に暮らす社会（インクルーシブ社会）の実現を目指し、子ども一人ひとりに異なる障がいや特性に応じたオーダーメイドの専門的支援を、普段生活する集団場面で直接的、間接的に実施する。 ・この支援を通じて、保護者と訪問先の距離が縮まり、子どもの成長、発達を共に喜びあえるようになることで、保育や教育の効果を最大限に引き出すことにつながると期待される。
障がい児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもと家族の地域における生活を支援するために、ケアマネジメントを希望する子どもや保護者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結び付けて調整を図る。 ・日頃からの相談支援及び定期的なモニタリング時（基本的に年2回）の自宅訪問により、子どもや保護者の状況確認や適切なサービス利用の継続について調整を図る。 ・総合的かつ継続的なサービス供給を確保するとともに、社会資源の改善及び開発を推進する援助が期待される。

③ サービス事業所の主な人員配置



※事業所は、社会福祉法人や株式会社、NPO法人等の法人が、国が定める一定の基準を満たした上で市の指定を受けて運営を行っています。

④ 福祉サービス利用の基本的な流れ



※「障がい児支援利用計画」「個別支援計画」等の共有について

子ども（児童・生徒）の学校生活では、学校が作成する「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」に基づき、一貫した教育や指導が行われています。一方で、福祉サービスの利用にあたっては、相談支援事業所が作成する「障がい児支援利用計画」や、サービス事業所が作成する「個別支援計画」により、現状や課題を踏まえ、子どもや保護者の希望する生活やニーズに沿った支援が行われています。学校とサービス事業所がそれぞれの情報を共有し、計画の内容を充実させることで、より効果的な教育や支援を行っていくことができます。

障がい児支援利用計画	個別支援計画（放課後等デイサービス計画）
障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、保護者の同意のもと作成する計画です。	放デイ事業所の児童発達支援管理責任者が、利用する個々の子どもに関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載し、保護者の同意のもと作成する計画です。

3. 福祉における担当者会議の実施状況と関係機関との連携

福祉サービスにおいては、サービスの利用開始時や利用更新時（新潟市においては、基本的に利用児童の誕生日（1回/年））に、相談支援事業所がサービス事業所等の関係者を召集し、サービス担当者会議を開催しています。この会議では、利用児童の現状を情報共有し、効果的かつ質の高いサービス提供を実施するための調整を行っており、各サービス事業所の個別支援計画にも反映させることで、支援内容が子どもや保護者にとってより良いものとなるよう見直しを行いながら一貫した支援の実施に努めています。

なお、学校等におかれては、この担当者会議に毎回都合を合わせて参加いただくことは困難であることが考えられます。サービス事業所は、会議での参集にこだわらず、利用児童の個々の状況に応じ、様々な場面における連携に努めていきます。また、必要に応じて他の機関が主催する支援者会議（ケース会議）への出席もいたしますのでお声掛けください。

① 学校と福祉の連携の方法や内容等の例

<方法>

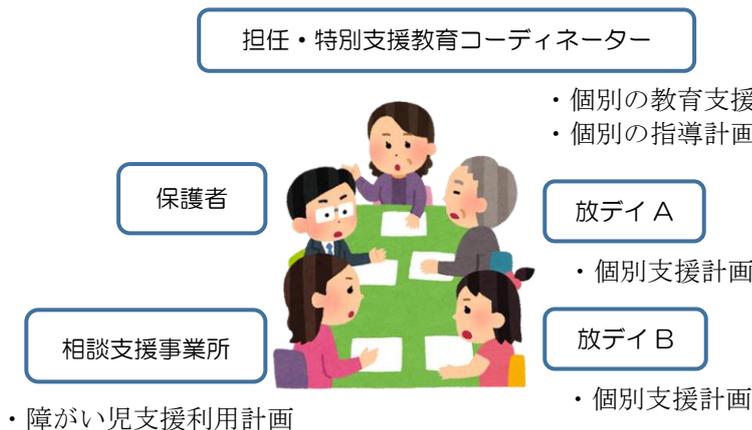
- ・事業所の送迎時（引渡し時）における情報の伝達
- ・連絡帳を活用した、「学校⇄保護者⇄事業所」の3者による情報共有
- ・事業所が学校を訪問し、学校での子どもの様子を確認
- ・学校が事業所を訪問し、事業所での活動の様子を見学（夏休み中なども可）
- ・三者面談（保護者・学校・事業所）による支援方針の確認、検討
- ・支援者会議（ケース会議）による情報共有、支援方針の確認、検討



<内容と期待できる効果>

- ・子どもや家族の課題や願いを情報共有することで、一貫した教育及び支援を実施できる
- ・事業所が学校の行事予定等を把握することで、学校との送迎時間の調整がスムーズになる
- ・緊急時等の連絡手順を事前に決めておくことで、子どもと保護者の安心、安全につながる
- ・必要な福祉サービスの調整により、保護者の育児負担が軽減し、子どもとの関係が回復できる
- ・学校は家庭や事業所での子どもの様子を知ることにより、より充実した教育を実施できる
- ・学校は課題を関係機関と共有することで担任等の負担が軽減できる

《支援者会議（ケース会議）のイメージ》



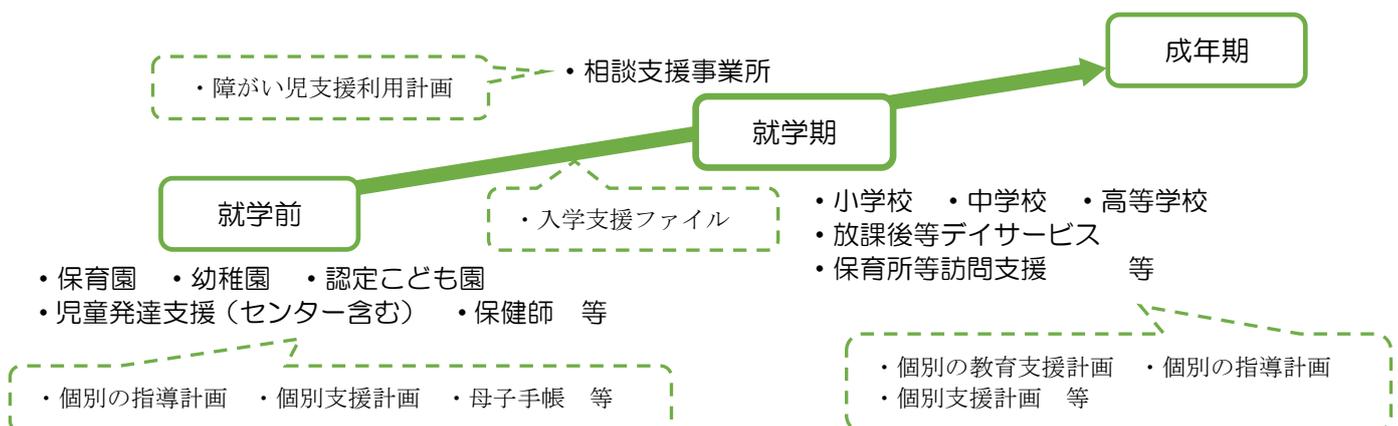
・支援者会議では、サービス事業所での子どもの様子や支援の内容、相談支援事業所が把握している子どもや家族の課題や願い等を共有することができます。また、学校での様子や目標を共有できることで、さらに充実した支援につなげることができます。

・関係者の一部または全員が環境を整えば、オンラインによる参加（開催）も可能です。

point! 学校との連携においては、会議の開催を必須とするものではありません。個々の状況に応じた連携方法を調整しましょう。

② 切れ目のない支援のための連携

ライフステージの変わり目においても関係者間の連携に努めていきます。



4. トライアングル連携シートの活用

学校と福祉の連携を一層推進するため「トライアングル連携シート」を作成しました。この連携シートは、子どもの支援のために学校と福祉事業所の連携を希望する保護者が、利用している（利用を予定している）福祉事業所の担当者の情報を記入し、学校へ提出していただくこととしています。連携シートの提出を受けた学校は、特別支援教育コーディネーターを中心に福祉事業所との連携の開始・継続ができるよう協力をお願いします。

なお、福祉事業所では、個別支援計画等の作成をはじめ、必要がある時は学校等の関係機関と情報共有を行うことについて、サービス提供開始前の契約時において、保護者からの同意を得て支援を行っています。一方で、学校においては、関係機関との連携に関する保護者の意向確認に課題があることが分かっています。この連携シートでは学校と福祉の連携について、保護者からの同意を得ることも目的としています。

提出を受けた学校におかれては、連携シート（原本）を「個別の教育支援計画」等と共に保管していただき、連携により知り得た個人情報の適切な管理についても遺漏なく対応くださるようお願いします。

<特別支援教育コーディネーターにお願いしたい主な業務>

- 校内及び学級担任への周知と連携における補助、助言
- 保護者への周知と協力依頼
- 地域の福祉事業所の状況把握（少なくとも学校所在区（行政区）内の状況）
- 当該校の子どもにおける支援者会議等の実施状況に関する全体把握

（支援者会議を開催する場合）

- 会議開催日の日程及び場所の調整
- 会議開催に向けた学級担任等との打合せ
- 保護者への連絡等に係る福祉事業所との役割分担の調整
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の記載内容の確認
- （進学、転籍の場合）前籍園・校との調整、新学級担任との情報共有

<トライアングル連携シートのダウンロード>

トライアングル連携シートは、新潟市ホームページからもダウンロードできます。下記 URL 又は QR コードからアクセスしてください。

- URL⇒ <https://www.city.niigata.lg.jp/iryu/shofuku/syogaiservice/servicehowto.html>

- QR コード⇒

